

会議中におけるパソコン及びスマートフォン等の情報通信機器の取り扱いについて
新旧対照表（案）

新	旧（現在）
・議員は、本会議中、区から貸与されたタブレット型端末を除き、パソコン及びスマートフォン等の情報通信機器を使用してはならない。	・議員は、本会議 及び委員会等の会議 中、区から貸与されたタブレット型端末を除き、パソコン及びスマートフォン等の情報通信機器を使用してはならない。
・区から貸与されたタブレット型端末の使用にあたっては、「世田谷区議会タブレット型端末使用基準」を遵守する。	・区から貸与されたタブレット型端末の使用にあたっては、「世田谷区議会タブレット型端末使用基準」を遵守する。
・ <u>本会議を除く各種会議において個人が所有するパソコン及びスマートフォン等の情報通信機器を使用する場合は、「世田谷区議会タブレット型端末使用基準」第4条及び第6条第1項の規定を準用する。併せて、キーボードの使用に当たってはタッチ音に配慮する。</u>	
・会議中は、携帯電話等 <u>をマナーモードに設定する</u> など、会議の妨げにならないようにする。	・会議中は、携帯電話等 の電源を切る など、会議の妨げにならないようにする。

《参考》 世田谷区議会タブレット型端末使用基準

(会議における使用上の禁止事項)

第4条 会議における端末の使用に当たっては、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) メール等による情報発信及び受信メールの開封
- (2) 不特定多数の者を相手とするコミュニケーションツール（ブログ、ツイッター、フェイスブック等）を用いた情報発信
- (3) 当該会議と関係のない資料及びウェブサイトの検索及び閲覧
- (4) 端末から音を発する行為
- (5) 録音、録画及び撮影機能の使用
- (6) その他会議に関係のない目的での使用

(使用の制限)

第6条 議長又は委員長は、会議において禁止事項に該当する端末の使用があると認めたとき、その他議事に支障を及ぼすと判断したときは、注意を促し、改善されない場合は、端末の使用を制限することができる。

会議中におけるパソコン及びスマートフォン等の
情報通信機器の取り扱いについて

- ・議員は、本会議及び委員会等の会議中、区から貸与されたタブレット型端末を除き、パソコン及びスマートフォン等の情報通信機器を使用してはならない。
- ・区から貸与されたタブレット型端末の使用にあたっては、「世田谷区議会タブレット型端末使用基準」を遵守する。
- ・会議中は、携帯電話等の電源を切るなど、会議の妨げにならないようにする。